

經濟論叢

第(十一)卷 第一號

中小企業の生産性と賃金……………田 杉 競 1

「急速税務減価償却」の生成と本質
……………高 寺 貞 男 13

経営管理と権限理論……………飯 野 春 樹 29

フラン地域の植民地通貨制度……………梅 津 和 郎 46

昭和三十三年一月

京都大學經濟學會

「急速税務減価償却」の生成と本質

——アメリカ「急速税務減価償却」研究(一)——

高 寺 貞 男

は し が き

アメリカの一九五四年内国歳入法が、これまで税務上公認されていた定額法、生産高比例法、廃棄法および定額法の償却率の一・五倍をこえない償却率による定率法(いわゆる「一五〇パーセント定率法」)、「非常に制限された定率法」(以外に、「急速税務減価償却」(Rapid Tax Depreciation)と総称される三つの減価償却法——(1)定額法の償却率の二倍をこえない償却率による定率法(いわゆる「二〇〇パーセント定率法」)、「二倍定率法」)、(2)級数遞減法、(3)耐用年数のはじめの三分の二の期間における償却累積額が(1)によるそれをこえない「他の一貫した償却法」(具体的には、このような条件を満たす「複合定額法」^{マルチプル}、「生産高比例法」など)——を一九五四年一月一日以後に取得した、耐用年数三年以上のすべての償却資産にたいして公認したことは、相当劃期的なことであるらしく、この「急速税務減価償却」に関する「解説」ならびに「研究」はかなりの数にのぼっている。

たとえば一九五四年内国歳入法の議会通過後いち早く出版された新税法の解説書は、相当の頁数を「急速税務

減価償却」の解説にあてると共に、「急速税務減価償却」の追加公認によつて償却法選択の自由を与えられた納税者が最大の税務上の利得をうるにはいずれの償却法を選択したらよいかという「税務計画」に言及しているし、また、新税法の解説書よりややおくれて発表されはじめた「急速税務減価償却」に関する研究は、(1)「急速税務減価償却」はどのような影響をアメリカ経済に及ぼすか、(2)企業会計は「急速税務減価償却」をどのように受けとめて会計上の処理・報告をすべきか、という二つの重要なテーマにとりこんでいる。もっとも、この二つの系列の研究は、その問題意識が相異していることから推察されるように、ほとんど別々の論者によつておこなわれている。「急速税務減価償却」のいわば「会計社会学」的研究ともいふべき第一の研究は、主としてオルター・アダムスなどの経済学者によつて展開され、他方、ワイリヤード・F・スタンレーなどの会計専門家は、第二の「会计学」の立場からの研究に従事しているごときである。

ところで、わが国の場合、「急速税務減価償却」の紹介ならびに「会計社会学」的論評はかなりの程度すすんでいるが、右のような「急速税務減価償却」に関する二つの系列の研究の総括的介绍はいまだ試みられていない。そこで、これらをそれぞれ別個に独立の論文の形をとつて紹介すべく、まず筆をとったのが本稿である。ただし、このような本稿の目的を満足させるためには、はじめに「急速税務減価償却」のおいたちおよびその本質を明らかにしておいた方が適切であると思ひ、本稿の前半(本号所載部分)は、必要なかぎりにおいてであるが、アメリカ税務減価償却史および「急速税務減価償却」の本質論についての筆者の研究の要約にあてられている。

注(1) Cf. *Montgomery's Federal Taxes*, 35th ed., 1954, pp. 8-1-8-34; Schueller, H. H., *Depreciation under the 1954 Code*, in: *Federal Tax Forum, Inc., How to work with The Internal Revenue Code of 1954*, 1954, pp. 57-85; Peck, P. A., *Depreciation Policy under the 1954 Revenue Code*, Controller, Jan., 1955, p. 18-20, 48.

(2) 中村万次「平時加速償却とモータリタイ・デイスパーション」、企業会計、昭和三十一年七月号、六二—六五頁、八月号、七五—八一頁。富士銀行調査部「アメリカにおける設備投資について」、調査時報、三十一年九月号、三四—三六頁。B・アントノフ「第二次大戦後におけるアメリカ固定資本の減価償却」、経済の諸問題、一九五六年六月号、一三九—一四二頁（抄訳、中ソ事情、三十一年八月二四日号、一〇—一六頁）、その他。

一

アメリカにおいて一般に使用されてきた償却法は定額法であり、石油業の油送管以外には定率法が使用された事例はきわめて少ないといわれている¹⁾。このように製造業においては定額法が一般に使用されていたが、一九三三年以前における定額法による償却率は実際の耐用年数よりもはるかに短かい推定耐用年数 (estimated lives that were much shorter than actual lives) を基準として計算されていたことに注意しなければならない。このことは耐用年数の統計的研究あるいは完全に償却済となった設備がかなり多く使用されていた事実によって証明されている。たとえば、たいていの会計実務では、すべての機械にたいし一〇%の償却率が使用されていた。すなわち、推定耐用年数一〇年、残価〇の基準で償却率が計算されていたわけである。このほかに通常使用された償却率は、推定耐用年数一二年、残価〇を基準とする八・三%であった。しかるに、このような償却率が使用された設備の実際の耐用年数は、一〇年よりはるかに長く、しばしば二〇年ないし二五年あるいはそれ以上であった。したがって、使用されている古い設備のおおくは帳簿上完全に償却済となっているのが普通であった。このような製造業における減価償却実務は、耐用年数の異なる段階にそれぞれがった償却率を使用する「複合定額法」の特殊な適用 (special application of multiple straight-line method) であるといっても差しつかえないであろう。すなわち、実際の耐用年

数が二〇年である設備をはじめの一〇年間は一〇%の償却率で、つぎの一〇年間は〇%の償却率で償却する——というところと形容矛盾となるが——特殊な「複合定額法」が普及していたといえるのである。²⁾

このような特殊な「複合定額法」は当時における税務上の償却法としてもまた一般に承認されていた。³⁾ すなわち、当時企業会計目的に使用されていた、実際耐用年数よりもはるかに短い推定耐用年数を基準とする償却率は、ほとんど税務調査官によって問題とされることなく税務会計目的にも一般に承認されていたのである。⁴⁾

注 (1) Grant, E. L. and Norton, P. T. Jr., *Depreciation*, 1949, p. 206.

(2) Grant and Norton, *ibid.*, p. 89-90, 199; Grant, E. L., *Principles of Engineering Economy*, 3rd ed., 1950. 濤利重隆訳「設備投資の経済計算」上巻、昭和三〇年、二〇七、二一五頁。

(3) 一九三三年以前に税務上「複合定額法」が一般に承認されていたといっても、それは税務行政の実際からみた主張であり、「内国歳入局」の一九二〇年度および一九三一年度の「公示F」^{フイケイ}において「複合定額法」が公認されていたわけではない。これら二つの「公示F」においては「定額法」を意味する用語以外のものは見出すことはできない(Grant and Norton, *ibid.*, p. 217)。

(4) Grant and Norton, *ibid.*, pp. 90, 218; Grant, *ibid.* 訳、二〇七頁。

しかるに、一九三四年の財務省の減価償却政策の大転換により、納税者は納税申告書に用いる定額償却率が償却資産の実際耐用年数に相應するものであることに対して挙証の責任をおうこととなった。⁵⁾ このことは、反面からみれば、納税申告書に記載された減価償却を批判的に監査することをすべての税務調査官に要求したことを意味する。こうして、一九三四年以後には、納税申告書の減価償却は税務調査官によって批判的に吟味され、その一部否認つまり納税者の使用した償却率の引下げが一般におこなわれた。ただし、この実際耐用年数の線への償却率の引下げは、一九三四年の税務監査においてたんに一時的にはなく、その後約十年間にわたり漸次におこなわれた。すな

わち、一九三四年と一九四六年との間においてそれが数回にわたって実施されたことは納税者の等しく経験したところである。⁶⁾ その結果、税務上認められた定額償却率は、一九三三年以前よりもはるかに精確に實際耐用年数を反映するようになり、また、いくつかの例外はあったけれども一般に納税者自身の企業会計目的のために使用された。⁷⁾したがって、一九三四年以後においては、二つの会計目的のためにともに實際耐用年数にもとづく「定額法」が漸次普及するようになったといえよう。

注 ⑥ C. J. Peloubet, M. E., *Depreciation under the Revenue Act of 1934*, Journal of Accountancy, Sept., 1934, pp. 169-197; Kimmel, L. H., *Depreciation and Postwar Expansion*, 1946, pp. 16-30; Grant and Norton, *ibid.* 訳、二二〇頁。
Terborgh, G., *Realistic Depreciation Policy*, 1954, pp. 12-16; Ashbaugh, W. L., *Declining Balance Depreciation can work under T. D. 4422 Plus I. T. 3818*, Journal of Accountancy, May, 1947, p. 396.

⑦ Grant and Norton, *ibid.*, pp. 90, 135, 219; Grant, *ibid.* 訳、二〇七頁。

一九三一年の内国歳入局「減価償却の研究」(Depreciation Studies)における推定耐用年数と一九四二年度内国歳入局「公示法」のそれを四二の産業部門にわたって対比した「機械類関連製品協会」(Machinery and Allied Products Institute, MAPI)の調査によると、調査資産項目二・七〇〇中改正されなかったものは一・六〇八、延長されたものは一・〇三八、反対に短縮されたものはわずかに五四にすぎなかった (Grant and Norton, *ibid.*, pp. 220-221.)。その結果、一九三三年以前の一〇%の定額償却率を使用していた製造業者は、一九四八年には五%ならし四%あるいはそれ以下の償却率を用いることとなったであらうといわれている (Grant and Norton, *ibid.*, p. 90; Grant, *ibid.* 訳、二〇七頁)。もちろん、このような實際耐用年数の繰への償却率の引下げを製造業者が歓迎したとはいえない。彼等は、内国歳入局の耐用年数推定を反駁する統計的根拠をしますことはなかったが、内国歳入局の調査官は償却率の非合理的な引下げをおこなったと苦情をこぼしていた (Grant and Norton, *ibid.*, pp. 90-91, 215.)。

⑧ Grant, *ibid.* 訳、二〇七、二二九頁。

二

一九三四年以来アメリカの税務減価償却会計の傾向が實際耐用年数を基準とする「定額法」に向つて来たことは、以上のべたとおりであるが、このような傾向にためまず反対してきた企業グループおよびその代弁者は、定額法基準からの離脱(*departure from straight-line standard*)の理由を民間投資促進のためのタックス・インセンティヴに見出し、税務減価償却の急速化を主張した。このような減価償却の急速化の要求は、第二次大戦中、大企業が「五カ年加速特別償却」(*Five-Year Accelerated Amortization*)に本来ともなっている「目に見えざる補助金」を手に入れる可能性を発見した時に、いよいよ著しくなり、また、おおくの記録がしめしているように戦後一九四五年から一九五〇年にかけて、企業グループおよびその代弁者の急速減価償却を要求するたたかいは積極的におしすすめられた。たとえば、「ブルッキングス協会」のルイス・H・キムメルは、その著「戦後租税政策と企業拡張」(*Postwar Tax Policy and Business Expansion*, 1943.)において、戦後一〇年間正常償却率の二倍の償却率を認めることを希望し、また、「アメリカ全契約者連盟」の会長ウィリヤム・ミラーヘッドは、一九四五年上院歳入委員会の聴問会の席上において、戦後に建設された設備はその取得原価の半分以上を耐用年数のはじめの四分の一の期間に(取得原価ののこりの半分以上の耐用年数の四分の三の期間の償却する「複合定額法」によって)償却すべきであると提案し、もしこの案が承認されたならば、戦後の新建設、企業拡張への強力な刺激となるだろうと主張していた。このような急速減価償却に関する提案は、当時政府当局者の言明によつて裏付けられていたが、そのままの形では実現せず、一九四六年八月二十八日の「全国住宅局」のウィルソン・ワイヤットの内閣歳入局長官への償却増加要求

——復員軍人住宅建設促進のため「復員軍人住宅計画」のもとに建設された貸家にたいする「定率法」、耐用年数のはじめの五年間だけ「五パーセント定額法」の要求——を契機に、いわゆる「一五〇パーセント定率法」が認められたにすぎなかった（八月三〇日付内国歳入局長官事務取扱シャーウッドの回答書簡は、貸家に対する「一五〇パーセント定率法」を認めるであろうことを明らかにしていたが、その後一〇月に出た正式の施行規則（L. T. 3818, 1946-19-12, 400）は、償却資産一般にたいして「一五〇パーセント定率法」を認めた）。すなわち、納税申告書監査以前において定率法を認めなかった、これまでの内国歳入局の減価償却政策が、こゝで部分的に修正されたわけである。

注(1) 「三〇年代の長い不況の間、民間投資は加速〔税務〕減価償却の採用によって刺激することができるといふ意見がくりかえし表明された。」（Dobrovolsky, S. P., *Depreciation Policies and Investment Decisions*, American Economic Review, Dec, 1951, p. 906.）

- (2) Joint Committee on Economic Reports, *Factors affecting Volume and Stabilities of Private Investment*, 81st Congress, 1st session, 1949, pp. 167-175, cited by Adams, W. and Gray, H. M., *Monopoly in America*, 1955, p. 90; Keith, E. G., *Repercussions of the Tax System of Business*, in: Poole, K. E., *Fiscal Policies and The American Economy*, 1951, p. 353.
- (3) Grant and Norton, *ibid.*, p. 364.
- (4) *Post War Tax Plans for the Federal Government*, Senate Committee Print, No. 7, 79th Congress, 1st session, Washington, 1945, p. 61, cited by Grant and Norton, *ibid.*, pp. 363, 375.
- (5) 政府当局側から戦後不況対策の一つに急速減価償却をとりあげたものとして、われわれは、一九四四年一〇月二八日シカゴにおけるルーズベルト大統領の演説（一九四四年一月二日ニューヨークにおける副大統領ハンリー・A・ウォーレスの演説、大統領特別補佐官ハリー・L・キャピンズが、一九四四年一月雑誌に発表した論文（“Your Job after the War”, *American Magazine*, Nov., 1944, pp. 20; 21.））、戦時動員局長官ジョー・E・ハーンズの一九四四年九月七日付戦前復帰問題に関する大統領への報告書などをあげることが出来る（Grant and Norton, *ibid.*, pp. 362-363.）。

(6) Seghers, P. D., *Accelerated Depreciation and the Treasury's New Declining Balance Method of Computation*, Journal of Accountancy, Feb., 1947, pp. 113-114; Ashbaugh, *ibid.*, p. 394; 大蔵省主税局編「米英日耐用年数と減価償却」昭和二十年、一七六、一八〇—一八一頁。

第I表 減価償却方法別の未償却残高の取得価格に対する比率の比較表(%)

耐用年数	償却方法	20 年				10 年			
		I	II	III	IV	I	II	III	IV
償却率		5%	7.5%	10%	12.5%	10%	15%	20%	25%
経 過 年 数	0	100	100	100	100	100	100	100	100
	1	95	92.5	90.0	87.5	90	85.0	80.0	75.0
	2	90	85.6	81.0	76.6	80	72.3	64.0	56.3
	3	85	79.1	72.9	67.0	70	61.4	51.2	42.2
	4	80	73.2	65.6	58.6	60	52.2	41.0	31.6
	5	75	67.7	59.0	51.3	50	44.4	32.8	23.7
	6	70	62.6	53.1	44.9	40	37.7	26.2	17.8
	7	65	57.9	47.8	39.3	30	32.1	21.0	13.3
	8	60	53.6	43.0	34.4	20	27.2	16.8	10.0
	9	55	49.6	38.7	30.1	10	23.2	13.4	7.5
	10	50	45.9	34.9	26.3	0	19.7	10.7	5.6
	11	45	42.4	31.4	23.0	(注) I = 定額法(残価 = 0) II = 150%定率法(Ⅱ) III = 200%定率法(Ⅲ) IV = 250%定率法(Ⅳ)			
	12	40	39.2	28.2	20.1				
	13	35	36.3	25.4	17.6				
	14	30	33.6	22.9	15.4				
	15	25	31.1	20.6	13.5				
	16	20	28.7	18.5	11.8				
	17	15	26.6	16.7	10.3				
	18	10	24.6	15.0	9.0				
	19	5	22.7	13.5	7.9				
	20	0	21.0	12.2	6.9				

この「一五〇パーセント定率法」について注意すべきことは、それが「正式な・理論的な定率法」(orthodox or theoretical declining-balance method)ではなく、その償却率が定額法による償却率の一五〇%をこえてはならないという「非常に制限された定率法」(Very limited declining-balance method)であることである。このような制限のある結果、「一五〇パーセント定率法」は、耐用年数の前半において定額法によるよりも

多い目の償却をなしうるといふ有利性をもつと同時に、耐用年数がつきたとき取得価格の約八〇%しか償却しえず、結局約二〇%の残高を未償却のままのこすといふ不利性をもつこととなる(第I表参照)。そこで、「一五〇パーセント定率法」の不利性に重点をかけた批判⁹⁾に基づき、それにかわるものとして、「二〇〇パーセント定率法」さらに「二五〇パーセント定率法」(第I表参照)の提案が展開された。

たとえば、「一五〇パーセント定率法」をして定額法よりも一層悪いものであると評したヴァージニア工業大学教授ポール・T・ノートンおよび「一五〇パーセント定率法」は魅力のない方法であるときめつけた「機械類関連製品協会」の研究主任ジョージ・ターボアは、その救済措置として、「二〇〇パーセント定率法」を提案し、また、「一五〇パーセント定率法」は、耐用年数の初期に資産を売却処分する納税者以外には、まったく魅力のないものであり、この方法は一九四九年現在ほとんど実際に使用されていないとのべたスタンホード大学教授ユージン・L・グラントは、それに代るものとして、「二五〇パーセント定率法」を所得税目的のために認むべきことを主張した。¹⁰⁾

(7) 「一五〇パーセント定率法」の不利性をことに強調して、それは納税者に利得を与えるよりもむしろ不利となる (Seglers, *ibid.*, p. 116) と批判するのは、おそらく「二〇〇パーセント定率法」さらに「二五〇パーセント定率法」を主張せんがための批判にすぎない。このような批判は、その有利性を軽視した片手おちの批判であることに特に注意しなければならない。

(8) Norton, P. T., *Declining Balance Depreciation permitted by Internal Revenue is not realistic*, Journal of Accountancy, July, 1947, p. 34; Terborgh, *ibid.*, pp. 149, 155.

ターボアはすでに、一九四七年一月の下院歳入委員会の席上において、耐用年数のはじめの三分の二の期間に取得原価の全額償却をおこなう定額法(耐用年数のあとの三分の一の期間の償却率は0となる特殊な「複合定額法」)を認むべきであると主張していたことに注意されたい(Grant and Norton, *ibid.*, pp. 363, 373)。

(9) Grant and Norton, *ibid.*, pp. 222, 375.

(10) Grant, *ibid.* 訳、二二九頁。

(11) Grant and Norton, *ibid.*, pp. 193, 375, 379; Grant, *ibid.* 訳、二二九頁。

「二五〇パーセント定率法」の主張は、グラントおよびノートンの共著「減価償却」によって展開されているが、この共著はグラントの見解を代表していると見てよいであろう。なぜなら、ノートンは、一九四七年の雑誌論文において「二〇〇パーセント定率法」を主張しているし、また、グラントは、その著「技術経済学原理」において、「二五〇パーセント定率法」を主張しているからである。

戦後一九四七年から一九四九年にかけて展開した減価償却の急速化を要求する運動は、一九五〇年に朝鮮動乱を契機として「五カ年加速特別償却」が復活したとき、たしかに成功をおさめはした。しかし、この勝利はあくまで部分的なものでしかなかったといわれている。¹²⁾なぜなら、「五カ年加速特別償却」は、ごくかぎられた資産にのみ選択的に適用しうるものであり、また、時限的な制度 (selective, temporary system) であったからである。¹³⁾そこで、このようなものに満足しなかった企業は、さらに、種々な理由にもとづいて、すべての資産に適用しうる一般的な、永続的な制度 (general, perpetual system) を要求した。そのため、「急速税務減価償却という棚ボタ利得 (fast tax write-off bonanza) を全民需産業におよぼし、いわゆる「投資を刺激する」ためそれを恒久的に法制化しようとして、議会内ですますます大きな陰謀がおこなわれ」た。¹⁵⁾この場合、大企業と中小企業とは、その要求の重点のおきかたがちがっていた。「五カ年加速特別償却」の恩恵によくしなかった中小企業は、一般的な制度によって平等の恩恵にあずかることをのぞみ、他方、一九五〇年以來「五カ年加速特別償却」によって大きな利得をえてきた大企業は、朝鮮動乱の終結以後に特別償却の適用をうける「緊急設備」の認可が減少して、そのため

特別償却の効果がうすれてくること、また特別償却の中止宣言が近きことを痛感し、それに代るものとして永続的な制度の法制化を要求した。¹⁷⁾

このような企業の要求が実現される機運は当時熟しつつあった。というのは、朝鮮動乱の終結と同時に局面をあらわしてきた景気後退にたいする「経済的万能薬」として民間投資拡大のための刺激剤が求められていた時期に企業の要求は適合していったからである。このような機運にささえられて、企業は平時においてもまた、戦時設備拡張のために設けられていたと同様の制度が、最大限の雇備および生産を保証するに充分なだけの民間投資水準を保つため必要なことを、たやすく議会に確認させることに成功したのであるが、ただしこのことは必ずしも企業の要求がそのままの形で実現することを意味しなかった。企業の利害に同情的である議会および大企業の代表者によって支配されている財務省は、さらに、歳入の著しい減少をひきおこさないで——公衆の反対をもさけ——企業の要求を出来るだけ満足させる制度を考案することに頭をなやまさねばならなかった。その結果、企業と国家財政の相矛盾した要求の解決策として、「二〇〇パーセント定率法」および「級数逓減法」が選択され、一九五四年内国歳入法に組み入れられることになったのである。¹⁸⁾

注 12) Adams and Gray, *ibid.*, p. 90.

13) Adams and Gray, *ibid.*, p. 90.

「五カ年加速特別償却」が選択的な制度であるということは、その適用対象が国防生産上必要なものと政府当局によって認められ「必要証明書」を交付された「緊急設備」にかざられていることを意味し、また、それが時限的な制度であるということとは、その適用期間が国防上の「緊急期間」にかざられていることを意味する（拙稿「アメリカにおける特別償却本質論」、経済論叢、三一年七月号、一一九—一二四頁参照）。なお「五カ年特別償却」の差別的・大企業重点主義的適用の詳細について

ては、拙稿「アメリカにおける特別償却と反独占論」、会計、三一年一月号、一一七—一二五頁、二月号、九二—九九頁、参照。

- (14) Cf. Hellmuth, W. F. Jr., *Depreciation and The 1954 Internal Revenue Code*, Journal of Finance, Sept., 1955, pp. 326-328.

- (15) Luner, H., *War Economy and Crisis*, 1954, p. 170. 小椋広勝訳、昭和三〇年、二〇九頁。

(16) 特別償却「計画の下に据え付けられている設備は急速に伸びて一九五二年には七〇億ドルに達したが、その後減少に転じ一九五四年四〇億ドル、一九五五年三〇億ドルとなっている。一九五五年暮におけるこの計画による設備は三〇〇億ドルをこえ、この内承認された額は約五分の三である。この計画による新規設備の据えつけはなお行われているが、世界的な平和気運と共に次第に適用額が減じ、一九六〇年には新規承認額は五億ドルを下廻ると思われる。このため適用をうけている資産額も現在徐々に減少しているが、ここ数年で五年を経過した資産が急増するためそれからは急速に減ずるものと思われる。」(富士銀行調査部、前掲、三四頁)

- (17) Adams and Gray, *ibid.*, pp. 90-91.

- (18) Mackey, M. C. Jr., *Stimulation of Private Investment by Government*, Journal of Finance, Dec., 1956, p. 499.

- (19) Adams and Gray, *ibid.*, p. 91.

三

「急速税務減価償却」が民間投資の促進のための税務上のインセンティブとして機能するというのは、とりもなおさず、それが新たに設備を建設した企業にたいし税務上の利得を与えることを意味する。では、それはどのような税務上の利得をもたらすものなのであろうか。このことを明らかにするため、取得価格一、〇〇〇ドル、耐用年数一〇年、残価〇の設備に「急速税務減価償却」が適用された場合を仮定し、その課税におよぼす影響を定額法と

第Ⅱ表 「急速税務減価償却」の課税に及ぼす影響（単位ドル）

経過年数	償却年額			償却過不足額		課税増減額	
	定額法	200 % 定率法	級数通 減法	200 % 定率法	級数通 減法	200 % 定率法	級数通 減法
	(1)	(2)	(3)	(2)-(1)=(4)	(3)-(1)=(5)	(4)-(6)=(7)	(5)-(7)=(8)
1	100	200	182	100	82	-50	-41
2	100	160	164	60	64	-30	-32
3	100	128	145	28	45	-14	-22.5
4	100	102	127	2	27	-1	-13.5
5	100	82	109	-18	9	-9	-4.5
6	100	66	91	-34	-9	17	4.5
7	100	66	73	-34	-27	17	13.5
8	100	66	55	-34	-45	17	22.5
9	100	66	36	-34	-64	17	32
10	100	66	18	-34	-82	17	41
計	1,000	1,000	1,000	0	0	0	0

(注) この計算例は取得価格1,000ドル、耐用年数10年、残価0と仮定しているから、償却率はそれぞれ(1)-10%、(2)-20%、(3)- $\frac{11}{55}$ -経過年数55となっている。「200%定率法」の場合には耐用年数がつきたとき、取得価格の約12%が未償却のまま残るので、この残額が耐用年数内に償却できるよう、いつにても定額法への切り換え(Switch)が公認されている。このような事情を考慮し、この計算例では、6年目から「200%定率法」を定額法へ切り換えている。なお、所得税率は現行の50% $=\frac{1}{2}$ とした。

比較してみよう。第Ⅱ表に示すように、全耐用年数にわたる課税総額は、二〇〇パーセント定率法（ただし耐用年数六年目以後には定額法へ切り換えている）あるいは級数通減法によっても、定額法の場合と変りがない。だが、各年度の課税額は、耐用年数の前半においては定額法に比して明らかに減少し、後半においてはそれだけ増加し、結局、課税は繰り延べられる。

このように、「急速税務減価償却」は、税率が変動しないとすると、「所得税の繰り延べ」(deferring of income taxes)という税務上の利得を企業に与え、結局「無利子の財政融資と同じ物」(equivalent of an interest-free loan)となる。この点について、ハイリヤード・

F・スタンレーは「急速減価償却から「企業」がうる利得は……繰り延べられる租税の無利子の使用 (interest-free use of deferred taxes) といふ経済的利得である⁹⁾」といっている。

注 (1) *Montgomery's Federal Taxes*, 35th ed. 1954, p. 8-32.

(2) *The Effect of Public-Utility Rate Making of Liverized Tax Depreciation under Section 167*, Harvard Law Review, April, 1956, p. 1099.

(3) Stanley, W. F., *New Rapid Tax Depreciation*, 1955, p. iii; Stanley, W. F., *Rapid Tax Depreciation under 1954 Revenue Code*, Controller, Sept., 1955, p. 423.

第Ⅲ表 年間設備投資が同一の場合における累積償却額の方法別比較

(総設備投資に対する累積償却額の割合—%)

経過年数	定額法 (1)	200%定率法 (2)	級数通減法 (3)	(2)-(1)	(3)-(1)
0	0.0150	0.0300	0.0291	0.0150	0.0141
5	0.1650	0.2881	0.2985	0.1231	0.1335
10	0.3150	0.4775	0.5242	0.1625	0.2092
15	0.4650	0.6166	0.7062	0.1516	0.2412
20	0.6150	0.7186	0.8445	0.1036	0.2295
25	0.7650	0.7935	0.9391	0.0285	0.1741
27	0.8250	0.8175	0.9648	-0.0075	0.1398
30	0.9150	0.8484	0.9901	-0.0666	0.0751
33	1.0000	0.8741	0.9997	-0.1259	-0.0003
35	1.0000	0.8887	1.0000	-0.1113	0.0000
40	1.0000	0.9184	1.0000	-0.0816	0.0000
50	1.0000	0.9560	1.0000	-0.0440	0.0000
100	1.0000	0.9980	1.0000	-0.0020	0.0000
無限	1.0000	1.0000	1.0000	0.0000	0.0000

(注) この計算は、耐用年数33½年、残価0の設備を前提としているので、償却率は(1)=3%, (2)=6%,

(3)= $\frac{34\frac{1}{2}-n}{561\frac{1}{2}}$ となる。なお、この計算にはアメリカで実務上使用されている half-year convention が採用されている。すなわち、或る年度に取得した資産はすべて期首と期末の中間点において取得したものとみなし、年度償却額の½を取得年度にチャージするという仮定で計算している。

(資料) Eisner, R., *Depreciation under the New Tax Law*, Harvard Business Review, Jan-Feb., 1955, p. 68.

しかしながら、このような「急速税務減価償却」観は、ノースウエスタン大学助教授ロバート・エイナーも

第IV表 年間設備投資が年々4%ずつ増加する
場合における累積償却額の方法別比較

(総設備投資額に対する累積償却額の割合-%)

経過 年数	定額法 (1)	200%定 率法(2)	級数逓 減法(3)	(2)-(1)	(3)-(1)
0	0.0150	0.0300	0.0291	0.0150	0.0141
5	0.1486	0.2609	0.2696	0.1123	0.1210
10	0.2583	0.4002	0.4354	0.1419	0.1770
15	0.3486	0.4843	0.5452	0.1357	0.1966
20	0.4227	0.5349	0.6140	0.1122	0.1913
25	0.4837	0.5655	0.6527	0.0818	0.1690
27	0.5049	0.5740	0.6618	0.0691	0.1569
30	0.5338	0.5840	0.6699	0.0502	0.1361
33	0.5581	0.5913	0.6727	0.0332	0.1147
35	0.5581	0.5982	0.6728	0.0401	0.1148
40	0.5581	0.6052	0.6728	0.0471	0.1148
50	0.5581	0.6100	0.6728	0.0519	0.1148
100	0.5581	0.6120	0.6728	0.0539	0.1148
無限	0.5581	0.6120	0.6728	0.0539	0.1148

(注) 第Ⅲ表と同じ

(資料) Eisner, R., *Depreciation under the New Tax Law*, Harvard Business Review, Jan-Feb., 1955, p. 70.

指摘しているように、単一の資産を前提とした基本的例証にとどまり、さらに継続企業、の全資産に関連した減価償却について考察することが出来なかった会計専門家が到達した誤まった結論である。というわけは、現実には設備投資はただの一回で終るものではなく、年々変動するとはいえ継続的におこなわれるのが常であるからである。ルムースは「単一の資産の場合には……繰り延べられる租税は一時的な無償の資金源泉(temporary costless resources of funds)となる。……新耐久資産が継続的に流入する継続企業の場合には……租税の永久的な繰り延べ(permanent postponement of taxes)となる。」と述べている。

「おおくの論議は加速「租税」減価償却が租税歳入の単なる延期のみをもたらし、政府にとつての永久的損失を結果しないというたあやまつ信念に基づいて「展開されている。

あやまりは「視点を長期の投資の流れではなくむしる単一の資産に集中することからおこる。任意の単一の資産の場合には、初年度に増加する控除はたしかに後年度に減少する控除によつて相殺される。……しかし、第一番目の資産の年度控除額が正常控除額以下に低

減する時には、新しい資産は加速減価償却を選択しうる資格をうるであろう。もし、税率およびそれを選択しうる資産への投資額の二つとも一定にとどまるならば、加速減価償却の導入はどうしても回収されない初期の歳入損 (initial revenue loss which will never be recovered) をひきおこすであろう。租税徴収は次第にもとの年度水準に回復するだろう。しかし、仮定された条件の下ではより高くはならず、したがって初期の歳入損を相殺するまてにはゆかないであろう。もし、長期にわたってそれを選択しうる投資額が成長するならば、……歳入損合計はまた増加するであろう。」(第Ⅲ表、第Ⅳ表参照)

註(4) Eisner, R., *Depreciation under the New Tax Law*, Harvard Business Review, Jan-Feb., 1955, p. 67.

(5) Hellmuth, *ibid.*, pp. 331-332.

(6) Goode, R., *Accelerated Depreciation Allowances as a Stimulus to Investment*, Quarterly Journal of Economics, May, 1955, p. 203.